

令和5年第4回東広島市議会定例会

議

案

令和5年12月



## 目 次

承認案第 1 6 6 号	専決処分の承認について……………	1
議案第 1 6 7 号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の 変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更に 関する協議について……………	4
議案第 1 6 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	7
議案第 1 6 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	9
議案第 1 7 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 1
議案第 1 7 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 3
議案第 1 7 2 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 5
議案第 1 7 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 7
議案第 1 7 4 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 9
議案第 1 7 5 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 1
議案第 1 7 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 3
議案第 1 7 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 5
議案第 1 7 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 7

議案第 1 7 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 9
議案第 1 8 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 1
議案第 1 8 1 号	請負契約の締結について……………	3 3
議案第 1 8 2 号	請負契約の変更について……………	3 5
議案第 1 8 3 号	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につ いて……………	3 7
議案第 1 8 4 号	職員の給与に関する条例等の一部改正について……	4 1
議案第 1 8 5 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改 正について……………	5 5
議案第 1 8 6 号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 改正について……………	5 9
議案第 1 8 7 号	東広島市使用料条例の一部改正について……………	6 1

承認案第166号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和5年10月27日、市道西本町5号線において、方向転換しようとした公用車が隣接する集合住宅の自転車駐車場に駐車していた大型自動二輪車に接触し、及び当該大型自動二輪車を転倒させ、当該大型自動二輪車の右側面等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年11月16日

東広島市長 高 垣 廣 徳

損害賠償の額 82万6,570円

議案第167号

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、及び広島県市町総合事務組合規約（昭和35年指令地第803号）を別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳



(提案理由)

広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の職員に対する退職手当の支給に関する事務について、府中町に係る事務を加えることによる共同処理する事務の変更及びこれに伴う広島県市町総合事務組合同規約の変更に関し協議することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（一略）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。一略

第290条 第284条第2項、第286条（一略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

別紙

広島県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合同規約（昭和35年指令地第803号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、広島中央環境衛生組合
----------------------------	--

を

「

1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、広島中央環境衛生組合
----------------------------	--

に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第168号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市寺西地域センター	寺西住民自治協議会 会長 瀧鍵 和弘	東広島市西条町寺家316 6番地1

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島市寺西地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第169号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市御菌宇地域センター	御菌宇小学校区住民自治協議会 会長 勝谷 秀明	東広島市西条町御菌宇7200番地

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島市御菌宇地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第170号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市高美が丘地域センター	高美が丘小学校区住民自治協議会 会長 神殿 敬造	東広島市高屋高美が丘四丁目34番2号

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島市高美が丘地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



議案第171号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市小田地域センター	自治組織「共和の郷・おだ」 会長 小早川 正治	東広島市河内町小田218 2番地

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島市小田地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第172号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市墓園設置及び管理条例（平成6年東広島市条例第26号）に基づき設置された東広島市墓園及び東広島市火葬場設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第42号）に基づき設置された東広島市火葬場の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
ひがしひろしま墓園	シナジー・五輪グループ共同企業体 代表者 株式会社シナジー 代表取締役 樽本 陽輔 構成員 株式会社五輪 代表取締役 宮本 岳司朗	東広島市西条町寺家6 840番地1
ひがしひろしま聖苑		
黒瀬斎場		
豊浄苑		
河内斎場		
安芸津斎場		

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

ひがしひろしま墓園及び東広島市火葬場の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第173号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市総合福祉センター設置及び管理条例（昭和61年東広島市条例第2号）に基づき設置された東広島市総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市総合福祉センター	社会福祉法人東広島市 社会福祉協議会 理事長 松尾 祐介	東広島市西条町土与丸11 08番地

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島市総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第174号

### 公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域福祉センター設置及び管理条例（平成16年東広島市条例第52号）に基づき設置された東広島市地域福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
黒瀬保健福祉センター	社会福祉法人東広島市 社会福祉協議会 理事長 松尾 祐介	東広島市西条町土与丸11 08番地
豊栄保健福祉センター		
河内保健福祉センター		
安芸津文化福祉センター		

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島市地域福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



## 議案第175号

### 公の施設の指定管理者の指定について

東広島市安芸津地域福祉推進施設設置及び管理条例（平成16年東広島市条例第60号）に基づき設置された東広島市安芸津地域福祉推進施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市安芸津地域福祉推進施設	社会福祉法人東広島市 社会福祉協議会 理事長 松尾 祐介	東広島市西条町土与丸11 08番地

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島市安芸津地域福祉推進施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第176号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市福富ふれあい農園設置及び管理条例（平成17年東広島市条例第13号）に基づき設置された東広島市福富ふれあい農園の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市福富ふれあい農園	福富ふれあい農園運営協議会 会長 高川 正男	東広島市福富町下竹仁2369番地

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島市福富ふれあい農園の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第177号

### 公の施設の指定管理者の指定について

東広島市自然公園設置及び管理条例（平成7年東広島市条例第3号）に基づき設置された東広島市自然公園の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
憩いの森公園	賀茂地方森林組合 代表理事 川口 洋海	東広島市高屋町稲木20 10番地5

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

憩いの森公園の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第178号

### 公の施設の指定管理者の指定について

東広島市営住宅設置及び管理条例（平成9年東広島市条例第23号）に基づき設置された市営住宅及び東広島市西条駅前地区再開発住宅条例（平成11年東広島市条例第45号）に基づき設置された東広島市西条駅前地区再開発住宅の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け  
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
市営住宅57施設（各 共同施設を含む。）	株式会社第一ビルサービ ス	広島市中区大手町五丁目 3番12号
東広島市西条駅前地区 再開発住宅（共同施設 を含む。）	代表取締役 坂根 紳也	

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

市営住宅及び東広島市西条駅前地区再開発住宅の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



## 議案第179号

### 公の施設の指定管理者の指定について

東広島市市民体育施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第5号）に基づき設置された東広島市市民体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け  
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
八本松市民グラウンド	八本松住民自治協議会 会長 土久岡 章治	東広島市八本松南二丁目1 番1号

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

八本松市民グラウンドの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第180号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市福富パークゴルフ場設置及び管理条例（平成20年東広島市条例第50号）に基づき設置された東広島市福富パークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市福富パークゴルフ場	東広島市福富パークゴルフ場運営委員会 会長 橋川 邦義	東広島市福富町久芳4490番地

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島市福富パークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第181号

### 請負契約の締結について

令和5年度土木施設災害復旧事業安芸津地区災害復旧工事（5－5）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 契約の目的

令和5年度土木施設災害復旧事業安芸津地区災害復旧工事（5－5）

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

2億3,511万8,400円

#### 4 契約の相手方

東広島市高屋町稲木335番地の1

ラーフテクト株式会社

代表取締役 松 井 明 彦

(提案理由)

令和5年度土木施設災害復旧事業安芸津地区災害復旧工事(5-5)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第182号

### 請負契約の変更について

令和5年6月29日議決第121号により議決を経た令和4年度農業用施設災害復旧事業黒瀬地区災害復旧工事（4-1）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 1億9,717万8,300円」を「3 契約金額 1億9,960万7,100円」に改める。

(提案理由)

令和4年度農業用施設災害復旧事業黒瀬地区災害復旧工事(4-1)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要性が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



## 議案第183号

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（同条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

3 法第26条の3第1項の規定により職員が申請する場合において、当該申請において示す日は前項に定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日でなければならない。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号ただし書中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年東広島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条第1項」の右に「、東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）第4条第3項」を加える。

（東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

4 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項に次の1号を加える。

(3) 地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認

(提案理由)

高齢期の職員の多様な働き方を可能とすることを目的として、地方公務員法に規定する高齢者部分休業制度を導入し、その実施に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第26条の3 任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（一略一）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務

職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。)は、任命権者(一略一)の承認を受けて、当該職員の子(一略一)を養育するため、当該子が3歳に達する日(一略一)まで、育児休業をすることができる。一略一

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)

## 第5条

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認(一略一)を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

議案第184号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和49年東広島市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「期末手当基礎額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120」の右に「を、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」の右に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を加える。

第24条第2項第1号中「加算した額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100」の右に「を、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の右に「を、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再	1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500	円 410,300

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500

42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		

82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600	382,500	394,300	
95		296,200	344,100	382,900	394,600	
96		296,600	344,500	383,300	394,800	
97		296,800	344,700	383,600	395,000	
98		297,100	345,100	384,100		
99		297,500	345,500	384,500		
100		297,900	345,800	384,900		
101		298,100	346,100	385,200		
102		298,400	346,500	385,700		
103		298,800	346,900	386,100		
104		299,100	347,300	386,500		
105		299,300	347,800	386,800		
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				
120		303,700				
121		304,100				



	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600
23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	

24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600
25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100
27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100
28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900

64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	
94	302,300	325,900	351,900	385,300			
95	303,400	327,200	353,400	385,900			
96	304,700	328,500	354,800	386,400			
97	305,800	329,700	356,100	386,800			
98	307,000	331,000	357,300	387,200			
99	308,200	332,200	358,400	387,800			
100	309,400	333,400	359,600	388,300			
101	310,500	334,800	360,700	388,700			
102	311,500	335,700	361,800	389,200			
103	312,500	336,700	362,900	389,800			

104	313,500	337,800	364,000	390,300
105	314,300	338,900	365,200	390,600
106	314,900	340,000	365,700	391,000
107	315,500	341,000	366,300	391,500
108	316,100	342,000	366,900	391,800
109	316,600	343,200	367,500	392,100
110	317,100	344,200	368,000	392,600
111	317,500	345,200	368,500	393,100
112	318,000	346,100	369,000	393,600
113	318,800	347,000	369,400	393,900
114	319,500	347,900	369,800	394,400
115	320,200	348,900	370,400	394,900
116	320,800	349,900	370,900	395,400
117	321,400	350,900	371,300	395,700
118	322,200	351,300	371,800	396,200
119	322,900	351,900	372,400	396,700
120	323,700	352,500	372,900	397,200
121	324,300	352,800	373,100	397,600
122	324,600	353,200	373,600	398,100
123	325,100	353,700	374,100	398,500
124	325,600	354,100	374,500	399,000
125	325,900	354,500	375,000	399,400
126		354,900	375,500	
127		355,400	376,000	
128		355,800	376,500	
129		356,200	376,800	
130		356,600	377,300	
131		357,000	377,800	
132		357,400	378,300	
133		357,600	378,600	
134		358,100	379,100	
135		358,500	379,500	
136		358,800	379,900	
137		359,100	380,200	
138		359,500	380,700	
139		360,000	381,200	
140		360,500	381,700	
141		360,800	382,000	
142		361,300		
143		361,800		

	144		362,300					
	145		362,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900

備考 この表は、消防吏員（市長が定める職員を除く。）に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第2項及び第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第2項第2号ただし書中「ただし」の右に「、第22条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員」を加える。

第22条の3の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第22条の4 住居において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に定めるもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120を、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第24条第1項中「在職する職員」の右に「（会計年度任用職員にあつては、規則で定める者に限る。）」を、「職員（」の右に「会計年度任用職員にあつては規則で定める者に限り、」を加え、同条第2項第1号中「加算した額」の右に「（会計年度任用職員にあつては、勤勉手当基礎額）」を加え、「、6月に支給

する場合には100分の100を、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5を、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改め、同条第3項中「合計額」の右に「(パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額(基本報酬が日額又は時間額で定められている場合には、規則で定める方法により算出した額))」を加える。

第25条第1項中「(勤務時間条例第16条の規定による介護休暇若しくは介護時間の承認若しくは勤務時間条例第17条の規定による組合休暇の許可又は育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けた場合を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第25条の2第3項中「第22条の3」を「第22条の4」に改め、「、第24条」を削り、同条第4項中「第22条の3」を「第22条の4」に改め、「、第24条」を削る。

(特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例(平成元年東広島市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第4条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年東広島市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職員(次条において「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職員」に改める。

第18条に次の1項を加える。

3 職員が部分休業の承認を受けて勤務しないときは、職員の給与に関する条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東広島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120を、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165を、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第7条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120を、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「、6月に支給する場合には100分の165を、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)及び第6条の規定による改正後の東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「新任期付職員条例」という。)の規定は令和5年4月1日

から、第3条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（以下「新特別職の給与等条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新給与条例、新特別職の給与等条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例又は第6条の規定による改正前の東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新特別職の給与等条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の職員の給与の改定を行うとともに、当該一般職の職員の給与の改定に合わせて市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率の改定その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特種勤務手当（一略）、へき地手当（一略）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

第19条

- 2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第26条第2項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

議案第185号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東広島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割り振り」を「割振り」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 任命権者は、職員（規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）の始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障が生じないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、同項に規定する1日の勤務時間と同一の時間数となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
- 4 任命権者は、次に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障が生じないと認める場合には、第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職

員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第8条の2第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者の介護をする職員であって、規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として規則で定めるもの

(3) 社会貢献活動又は公務上有用な知識若しくは技能を習得し、若しくは向上させるために必要と認められる活動を行う職員であって、規則で定めるもの

第4条中「割り振り」を「割振り」に改める。

第5条の見出し中「振り替え等」を「振替等」に改め、同条中「第3条第2項」の右に「から第4項まで」を加える。

第8条の2第1項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次項及び第3項において同じ。）」を削り、同条第4項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」及び「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次項及び第3項におい

て同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

柔軟な働き方を推進することを目的として、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることを可能とするとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第186号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例（平成26年東広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の右に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第34条

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。一略一）を提供しなければならない。

第46条

- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。



議案第187号

東広島市使用料条例の一部改正について

東広島市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市使用料条例の一部を改正する条例

東広島市使用料条例（昭和51年東広島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表備考中「3,830円」の右に「、西条中学校にあつては1時間当たり800円」を加え、「7,040円」を「1,500円」に改める。

別表の3の表学校校庭の部向陽中学校 志和中学校の項中「志和中学校」を削り、同項の次に次のように加える。

志和中学校	校庭		1時間につき	830円
	テニスコート	北側2面	1時間につき	200円
		南側1面	1時間につき	100円

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市使用料条例（以下「新条例」という。）別表の2の表及び3の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政財産

の使用に係る使用料について適用し、施行日前の行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後の行政財産の使用に係る新条例別表の2の表及び3の表の規定により算定される使用料の徴収は、施行日前においても、新条例第2条の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

西条中学校屋内運動場に空気調和設備を、志和中学校にテニスコート及びその照明施設を設置することに伴い、これらの学校施設に係る使用料を新たに定めるとともに、安芸津中学校屋内運動場において冷暖房を使用する場合に加算する使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－